

# 地域社会学会会報

No.186 2014.8.28

地域社会学会事務局 Office of Japan Association of Regional and Community Studies  
〒192-0397 八王子市南大沢 1-1 首都大学東京人文科学研究科 玉野和志研究室  
TEL&FAX 042-677-2058(直) 郵便振替 地域社会学会 00150-2-790728  
E-mail jarcs.office@gmail.com URL <http://jarcs.sakura.ne.jp/>

## 目次

1. 2014 年度第 1 回研究例会
  - 1-1 災害復興のビジョンと現実 黒田由彦 (名古屋大学)
  - 1-2 被災地研究からの飛躍に向けた試論 室井研二 (名古屋大学)
  - 1-3 「災害カタストロフィー」としての東日本大震災 広原盛明 (元京都府立大学)
  - 1-4 第 1 回地域社会学会研究例会印象記 小林秀行 (東京大学)
  - 1-5 第 1 回地域社会学会研究例会印象記 林 真人 (金城学院大学)
2. 理事会からの報告
3. 研究委員会からの報告
4. 編集委員会からの報告
5. 社会学系コンソーシアム担当からの報告
6. 事務局からの連絡
7. 会員異動
8. 会員の研究成果情報(2014 年度・第 2 次分)
9. 理事会・委員会のお知らせ

## 2014 年度 第 2 回研究例会のご案内

日時 2014 年 10 月 4 日 (土) 14 時～17 時  
会場 明治学院大学白金キャンパス 2 号館 3 階 2401 教室  
※会場へのアクセスは会報最終頁をご参照ください。

### 報告

第 1 報告 浅野 慎一 (神戸大学)  
(仮) 「国土のランドデザインと生活圏としての地域社会  
——開発と自治の新局面」

第 2 報告 古城利明 (中央大学名誉教授)  
(仮) 「3.11 以後のリージョンとローカル——東アジア・日本を中心に」

## 1. 2014 年度第 1 回研究例会

2014 年 6 月 28 日 (土)、第 1 回研究例会が首都大学東京秋葉原サテライト・キャンパスで室井研二、黒田由彦会員、広原盛明会員を報告者として開催されました。今回の研究例会には 35 名の参加がありました。両報告者から、第 39 回大会シンポジウム「災害復興のビジョンと現実——ポスト 3.11 の地域社会学を考える」をふまえた総括的かつ発展的な報告がなされ、本年度の研究展開が期待されます。詳しくは、報告要旨および印象記をご参照ください。

## 1-1 災害復興のビジョンと現実——ポスト3.11の地域社会学を考える

黒田由彦（名古屋大学）

前期の研究委員会は、2012年5月から2014年5月までの2年間、「ポスト3.11の地域社会」というテーマで研究活動を企画してきた。最初に、そのテーマを設定した意図を再確認し、その上でこの2年間の研究活動の総決算として開催された5月の大会シンポジウムの成果について触れる。

テーマを「ポスト3.11の地域社会」としたのは、東日本大震災は被災地域だけの問題ではないという発想に基づく。東日本大震災は、日本の地域社会全体に様々な課題を突きつけたのであり、地震・津波と原発事故が地域社会のどのような脆弱性を露呈させたのかを地域研究者は明らかにすることが求められていると考えた。特に「ポスト3.11」という言葉を使ったのは、自然外力による災害である地震・津波と人災の部分を含む原発災害は災害としては異なる性質をもつが、津波・地震と原発事故を切り離して捉えないという視点をもつべきではないか、と考えたからである。

過去2年間の研究例会を通して（今年の大会シンポジウムを含んで）、戦後日本における国土開発・地域開発の矛盾が東日本大震災・原発事故によって集中的に露呈したのではないかと、そして現に進んでいる復興、そのなかでの防災対策・減災対策はその矛盾を再生産するものになってはいないか、こういった論点が深められてきたと思う。

もう一つ、地域社会学の研究のあり方自体について問題提起がなされた。それは、被災の現場を単に研究するだけの態度に対する疑問に基づく。他の分野では、復興過程に積極的に関わる研究も少なくない。その成否はともかく、学問的研究の成果が地域社会に還元されている。では、地域社会学に何ができるか。単に復興の問題点を指摘することを超えて、地域社会学者に何が求められているのか。社会に対して積極的に提言していくことが必要なのではないか。このような形で地域社会学自体のあり方に対する反省が議論されたのは、かつてなかったように思われる。

次に、この5月に開催されたシンポジウムを振り返ろう。

山下報告のメッセージは、シンプルかつ強烈であった。すなわち、復興政策を進めるほど地域社会が破壊され、暮らしの復興を阻む、と言うのである。

地震・津波による被災からの復興に関しては、復興政策・事業が単純化され、その政策に「のる」か、「のらない」かの二者択一となっており、復興に伴う受益者が限定されてしまっている。結果として人口減少がさらに進みかねない。原発事故に関しては、復興政策としての帰還政策に大きな欠陥がある。除染とインフラ整備だけでコミュニティの再生に関して無策なのである。その結果、「被曝を覚悟で帰還する」、もしくは「自力で移住する」かの二者択一しかない。帰還しないものは復興政策から排除され、被災自治体に残るのは社会的弱者だけという結果をもたらしている。

巨大防潮堤問題においても、硬直的な復興政策の問題性が露わとなっている。海岸堤の高さが復興政策のすべての前提であり、具体的にはL1津波への防潮堤による対応が金科玉条となっている。そのなかで地域社会は、様々な現実的制約条件の存在、政策内不整合の存在、防災政策としての矛盾といった様々な問題に直面している。

地震・津波であれ、原発事故であれ、復興にまつわる問題の根底には、復興パターンリズムと防災パターンリズムがある。いま必要なのは、①縦割り行政から総合行政への転換、②国、自治体、住民の適正な関係の構築、つまり自治、③科学の政策への適切な応用である。

原発防災にインサイダーとして長く関わってきた大矢根会員による第二報告は、氏の淡々とした冷静な語り口とは裏腹に、衝撃的な内容であった。3.11前の原発防災体制に構造的欠陥があっただけでなく、3.11後における対応においても、実現が到底不可能な住民避難計画がつけられようとしている。つまり、原発事故という大きな代償を払ってもなお変わらない構造がある、と私には聞こえた。

東海村JCO臨界事故を機に制定された原子力災害対策特別措置法に基づき、原発立地自治体で

は毎年避難訓練が行われてきた。しかしそれは構造的欠陥を含んでいた。①原発立地周辺集落で避難誘導の主力となるべき消防団、民生委員、保健師らが除外されていた。②地域集落に無知の担当者が避難想定を行っていた。③避難行動が避難生活に接続・移行するという認識が欠如していた。当然のことながら、福島における現実の原発事故において事前に繰り返されてきた避難訓練は役に立たなかった。

3.11 後はどうなっただろうか。住民避難の範囲が、EPZ・8-10 km圏から UPZ・30 km圏へ拡大された。それに伴い避難する住民の数は飛躍的に増える（たとえば女川原発では1万8千人から21万人へ）。原発事故の際、被曝の危険と闘いながら、高齢者、病人、乳幼児などを含むそれだけの人数を安全な地域へ短時間で移動させることがどれほど現実的に可能か。実質的に住民避難不能事態に陥ることが予想されるにも関わらず、原発再稼働に向けてのレトリックが編み出されていく。

氏によれば、フクシマの教訓を生かすために原発防災ガバナンスを減災サイクル論へ昇華させることが必要だ。氏は、消防団のような不可欠のステークホルダーを「地区防災計画→地域防災計画」に位置づけ、非居住者・出向職員による机上の空論ではなく、生活者自らが原発避難体制の構想に参画することが不可欠と説く。

非会員の金菱清氏による第三報告は、地域社会学に対する批判がモチーフであった。氏によれば、地域社会学は生者の生活圏だけを対象としてきた。死者は射程に入れているが、「死者」は視野の外に置いている。そのために、地域社会で起こっている重要な側面を見損なっているのではないか。

『3.11 慟哭の記録』の編集の過程で、氏は被災者にとっての根源的な問いに気づく。それは、わたしの愛する人は本当に逝ってしまったのか、という問いである。多くの遺族はカウンセリングにいかない。そこにあるのは、死を受け入れられない遺族と宙ぶらりんになった彷徨える魂である。遺族にとって失った家族は死者ではなく、「死者」なのである。そこから氏は、遺族の心の痛みは消し去るべきものではなく、むしろ抱き続けるべき大切な感情だという考えに行き当たる。百日供養を行う気仙沼市唐桑では、「死者」は地域社会の一員である。伝統行事を持たない名取市の新興住宅地では、被災地ツアー、自治会主催の慰霊祭、自治会居酒屋を通じて、過剰なコミュニティが形成されている。そこでは「死者」が地域の一員として迎えられている。

シンポジウムについての評価は様々であろう。ここでは会報185号において、統治と自治の調整の前段階として、対等な個々の住民の間で、価値間の対立を越えた地域独自の解答を得ることは困難だが重要な課題だという指摘（小林秀行氏）、あるいはシンポジウムを通して災害復興をめぐる多数の論点があることに加え、それが日常の地域社会学とひと続きの地平にあるということがすっと腑に落ちた気がする（佐藤洋子氏）という指摘があったことを示すに留める。

個人的には、コメンテーターの高橋会員が提起した問題、具体的に言えばスマトラ島沖地震・津波災害の被災地アチェ（インドネシア）における復興過程が東日本大震災とどう異なっているかに関して、議論があまり深まらなかったことを残念に思っている。アチェの事例では、復興において中央政府の機能が弱く、国際NGOが大きな役割を果たした。政府の建築制限規制は住民に無視され、住民が危険地域とされた地域に勝手に住居を建てて住み着く・・・という形で復興が進んでいる。そこでは家族を失った人が新しく家族をつくり、多くの子供が誕生している。国際援助のインパクト、政府機能の強さ、高齢化や人口減少という局面での被災等々、東北における津波被災地の事例を国際比較を通して相対化する論点があったと思われる。

最後に、この2年間を通して気づかされた地域社会学の問題点について簡単に触れておきたい。

第一に、災害に対する認識の薄さである。日本は種々様々な災害が多発する国である。災害は日本の地域社会にとって例外的事象ではない。災害多発という基本的条件は、なぜ日本が開発主義だったかにも関わっているのではないかと思われる。災害対策基本法（1961年）を制定し、防災行政を本格的に展開していく時期は、高度成長期と重なっている。

第二に、科学と政府の関係に対する認識の薄さである。地域分権と言いながら、復興（防災・

減災)に関して集権的規制は強まっているように見える。それはなぜなのか。なぜ政府はかくも集権的で、硬直的なのか。公共性が構造転換し、日本において市民社会が成熟しつつあったのではないのか。これらの疑問を解く鍵の一つは、政策決定が科学的知識に依拠せざるをえないという事実である。それ自体不確定な科学的知識が地域社会のあり方に大きな影響を与えうるという構造についての議論が必要のように思われる。

## 1-2 被災地研究からの飛躍に向けた試論

室井研二（名古屋大学）

### 1 問題の所在

この3年間、地域社会学会では東日本大震災が地域社会にもたらした影響について数多くの議論が行われた。しかし、そこで対象とされる地域社会はもっぱら被災地であった。これはけだし当然のことではあるが、3.11が被災地のみならず日本の地域社会全体に広範な影響をおよぼすものであったことを鑑みるならば、被災地研究に特化しがちになってしまっている現状には反省が求められる部分もあるように思う。災害からある程度時間が経った今日、被災地研究の地道な継続とともに、3.11の教訓をより広い視野から汲みとり、日常的な地域社会学的研究にどう活かしていくかが問われているのではないか。本報告はそのための試論として提起したものである。

### 2 防災の法制度と社会学が関与すべき領域

災害対策法制の要である災害対策基本法は、発災時の応急対策の総合化を主眼としたものであり、対象とされている局面が初動体制に偏っている点に特徴がある。別言するなら、平時の被害抑止対策は関連省庁の縦割り型の対応（特別法による特別措置）に委ねられ、国土計画上の位置づけも不問に付されがちであった。それゆえ防災は戦後の開発主義を相対化したり歯止めをかけたりする機能をもち得なかった。被害抑止対策はまた防災施設の建設を中心とした防災技術対策に偏重し、全国画一的な性格が強い。災害は「場所性」を脱色された自然現象として措定され、技術力によるその克服が目指されてきた。3.11以降、このような防災パラダイムの根本的な転換が求められている。これからの防災に求められているのは地域を単位とした総合化と日常化の視点であり、この点で地域社会学的な研究は戦略的な重要性をもつと考える。

### 3 高知市の事例

以上のような考えに立ち、被災地研究からの飛躍に向けた試みとして、南海トラフ地震で大きな被害が予測されている高知市の災害脆弱性や事前復興対策について検討した。それは東日本の経験を今後の巨大災害にどう活かすかという試みであるとともに、災害に着目した観点から開発の問題を再検討したいという意図にもとづくものである。

ポイントとしたのは、災害の地域性と歴史性である。災害の現象形態は地域に固有の地形的、地質的条件によって規定される。高知市における地震津波災害の場合、湾口部の孕みが津波の流入を阻む働きをするため、想定津波高はそれほど高くはない。津波の陸地部への到達時間も比較的長い。しかし地震によって地盤沈下が発生するため、平野部が広範に長期浸水することが予想される。

問題はそのような平野部に市街地が形成されていることにある。自然現象としての地震や津波が社会現象としての災害に転化する局面を災害脆弱性として捉えるなら、そこにはその地域の土地利用の歴史的沿革が刻印されている。高知市の災害脆弱性は近世の城下町としての街区設計や沿岸部の新田開発に根をもつものであるが、より大きな影響をあたえているのが高度成長期以降の開発である。沿岸部の低湿地は当初工業用地としての活用が目指されたが、それが頓挫した後、広範な未利用地ではスプロール的に宅地開発がすすんだ。災害リスクの高さと地価や開発時期は相関するため、沿岸部には低階層で居住歴が浅い人たちが集住する傾向がみられた。1970年の台風10号や1998年の高知水害の被害分布図はそのような開発の沿革を反映している。

3.11以後、高知市は大きな変動の渦中にある。南海トラフ地震の被害想定が公表されたことで地価が下落し、災害危険地域の住民はその地に住み続けることを余儀なくされるという皮肉な状況が生まれている。そんな中、一部の自主防災会では疎開保険を目的に中山間地と交流事業をは

じめたり、復興協議会の母体づくりを意識して地域協議会を結成したりと、事前復興対策に向けた取組みが模索されている。他方で、企業や医療機関の高台移転がすすみ、コンパクトシティを標榜する市の従来の都市計画ビジョンが揺らぎつつある。つまり、高知市では狭義の防災対策のみならず、地域社会のあり方そのものが問い直されている。そのような動向を総合的に把握するという点で、地域社会学が果たしうる役割はきわめて大きい。

最後に、調査事例からは飛躍した話ではあるが、人間社会の自然環境への適応という問題にあらためて注意を促した。地震や火山は人間の個体的生を超えた長期的なスパンで、しかし周期的、規則的に新陳代謝を繰り返してきた。そのような自然のリズムを無視し、いわば不可逆的な時間観念に依拠して経済発展をノルムとした国土開発を推し進めてきたのが近代だとするなら、その歴史はたかだか100年にすぎない。東日本大震災は近代のそのような自然観に根本的な反省を促しているのではないだろうか。

### 1-3 「災害カタストロフィー」としての東日本大震災

広原盛明（元京都府立大学）

#### 1. 東日本大震災をどう捉えるか

東日本大震災は、当初、巨大性、広域性、甚大性など主として地理的・形態的視点からの把握が主なものだった。同時に発生原因に注目する視点から、津波災害、原発災害として原因究明や復興対策が進められてきた。前者は災害の形態的把握、後者は災害の内容的把握だといえる。だが、これらの視点は東日本大震災の個々の側面に注目するものであり、その歴史的、時代的な全体像を俯瞰するには必ずしも十分なものとはいえない。東日本大震災は「3・11以前」「3・11以後」といわれるように歴史と時代を画する大災害・大惨事であり、それにふさわしい名称が与えられなければ本質を理解することは難しいからである。

小論は、東日本大震災が国と社会に対して「天変地異」とも言える衝撃を与えた政治的・社会的影響に注目し、これを「災害カタストロフィー」と規定したい。災害カタストロフィーとは、通常災害の域をはるかに超えて、国土と社会全体にシビアな衝撃を与え、人命を極度の危険と恐怖に曝し、住民生活と地域社会に破局的災厄を及ぼすため、それまで内在していた政治的・社会的矛盾を一挙に噴出させて、社会全体をカタストロフィー（破局状態）に陥れるような歴史的な大災害・大惨事のことである。

災害カタストロフィーの特徴は、（1）災害の及ぼす影響が社会システムの根幹を揺るがす（崩壊させる）衝撃性を有しており、その時代と社会のパラダイム転換をもたらす、（2）人間の生存を脅かすばかりか、長期にわたって被災者・被災地の生活を危機と絶望状態に陥れる、（3）被災者の茫然自失状態に付け込み、平常時には実行不可能な惨事便乗型政策（ショック・ドクトリン）が強行される、（4）統治機構を麻痺させて支配体制を危機に陥れ、ときには政治危機を惹き起こして体制を崩壊させる、などである。

災害カタストロフィーの主たる要因は、「官僚主義」（BUREAUCRACY）と「ショック・ドクトリン＝災害資本主義」（DISASTER CAPITALISM）である。官僚主義は、災害カタストロフィーの直接的契機となる政治的・行政的要因であり、（1）災害危険性への軽視から予防対策を怠り、（2）災害発生時における迅速かつ的確な危機管理行動（リスクマネジメント）を取らず、（3）被災状況を放置して被害規模を拡大させ、（4）被災者・被災地の復旧と再生を遅らせるなど、災害を飛躍的に拡大・深刻化させる原因となる。

災害資本主義は、災害カタストロフィーに乗じて資本の地域支配を構造化する政治経済的要因であり、（1）壊滅的な出来事が発生した直後、災害処理をまたとない市場チャンスと捉えて公共領域をいっせいに襲撃する（災害ビジネスによる公共領域の侵食と民営化：ナオミ・クライン）、（2）「災害復興計画」と称するインフラ整備計画の策定を通して中長期にわたる公共投資を確保し、資本にとって収益性の高い地域に改造する（「選択と集中」の復興原理による地域リストラ計画の推進）、（3）地方自治体を支配し、継続的かつ安定的な地域管理体制を築く（地域独占によるマネジメントシステムの確立）など、通常の場合では考えられない資本活動の大規模

かつ急進的な形態である。

## 2. 東日本大震災の世界史的把握の重要性

東日本大震災は日本の東北地方一帯を襲った大災害であるが、それを国内問題の枠に止めず、「カトリーナ」(2005年)や「チェルノブイリ」(1986年)と並ぶ世界史的な災害カタストロフィーに位置付ける視点が重要である。これは、東日本大震災が巨大地震を原因とする津波災害と福島第1原発事故にもとづく原発災害という2つの大災害をコアとする災害カタストロフィーであり、かつカトリーナとチェルノブイリの両方の要素を併せ持った稀代の惨事であるからである。東日本災害カタストロフィーの解明は、カトリーナおよびチェルノブイリとの比較によってはじめて、その要因である官僚主義と災害資本主義の特殊日本的性格と国際標準的性格(とりわけ原発災害との関連において)が明らかになるものと思われる。

### 【カトリーナの場合】

アメリカのハリケーン・カトリーナ災害は、災害原因が破局的であるばかりでなく、災害予防対策を怠り、被災状況を放置・拡大させた(人種差別的)官僚主義に基づく災害カタストロフィーである。ブッシュ政権の下で連邦非常事態管理庁(FEMA)がまったく機能せず、人種差別が根強く残るアメリカ南部の被災状態がマスメディアやジャーナリストたちの報道で明らかになるにつれて、戦後第2の公民権運動とも言うべき激しい抗議運動が全米各地に広がった。これを契機にしてブッシュ政権は深刻な政治的ダメージを蒙り、以降、政権支持率を回復できずに退陣を余儀なくされた。共和党から民主党への政権交代によるオバマ政権誕生の最大の要因は、ハリケーン・カトリーナ災害だったといわれている。

ハリケーン・カトリーナ災害のもう一つの大きな特徴は、被災地のルイジアナ州ニューオーリンズ市が人種差別と結びついた露骨な災害資本主義の舞台になったことである。ニューオーリンズ市は災害直後から公営住宅を閉鎖して黒人居住者の帰還を拒み、また2ヶ月という超スピードで災害復興計画を策定して災害前人口48万人を25万人(以下)に縮小するという「コンパクトシティ型リストラ計画」を打ち出した。計画の主旨は、災害に乗じて黒人貧困層を追い出し(黒人人口を縮小し)、観光都市の心臓部である歴史的市中心街地(フレンチクォーター)をゼントリフィケーションして活性化させようというものであり、これを推進したのは市当局・市議会・都市開発シンクタンクの三位一体チームであった。

ニューオーリンズ市の「リストラ型復興計画」は被災者の激しい抵抗に遭い、その後必ずしも計画通りに推移しているわけではない。市人口は災害前の48万人から災害後いったん22万人にまで落ち込み、2010年現在は34万人にまで回復してきている。しかし、白人人口の回復率83%に対して黒人人口は63%に止まり、その差が縮まる気配はない。原因は、市当局の計画的サバタージュによってアフォードブル住宅(適正家賃で居住可能な住宅)が決定的に不足し、黒人貧困層が帰還できないためである。

### 【チェルノブイリの場合】

ソ連時代のウクライナ共和国で発生したチェルノブイリ原発災害は、ソ連型官僚主義すなわち特権党官僚(ノーメンクラトゥーラ)による国家・国民支配体制のもとで発生・拡大した世界規模の災害カタストロフィーである。当時のソ連共産党書記長、ミハイル・ゴルバチョフの『ゴルバチョフ回想録』(新潮社1996年刊、原著1995年)には、その核心的内容が以下のように記されている(要旨)。

「チェルノブイリ原発事故が示したものは、ソ連の科学技術が単に時代遅れになっていただけでなく、科学技術体制そのものが将来への発展可能性を全く期待できないまでに制度疲労していたことである。ソ連の科学技術の遅れは、科学技術体制の構造的劣化によるばかりでなく、それらを温存していた遅れたソ連の社会体制、政治体制の病根に深く根ざしていた。これらの社会的・政治的病根は、ソ連体制のもとで長年にわたって蓄積されてきたものであり、国家・党運営における際立った権威主義、秘密主義、無責任主義などの悪弊となって集中的にあらわれていた。ソ連の遅れた社会体制、政治体制の刷新のためには急進的改革(ペレストロイカ:再建、グラスノスチ:公開)が必要だが、チェルノブイリ事故はソ連の政治社会体制に対する国民の信頼感を一挙に失墜させ、改革推進に必要な国民的合意やエネルギーを調達することができなかった。チ

エルノブイリ事故が『世界規模の破局』であることが判明するなかで、この悲劇がどれほど大きな規模と広がりを持ち、健康と家を失った人々のために今後どれほどのコストが必要か、しかしそれを満たすための十分な経済力がソ連政府には決定的に不足していることがわかってきた

しかし最大の問題は、チェルノブイリ事故が「世界規模の破局」（災害カタストロフィー）であることを認識しながら、ゴルバチョフが「脱原発」の立場に立てず、「国際原子カムラ」（IAEA）の支援の下に原発再稼働に踏み切ったことである。この瞬間からソ連型官僚主義と原発・原子力産業を推進する「国際原子カムラ」との間で（災害資本主義的）同盟関係が成立したと言ってよい。IAEAは、チェルノブイリ原発事故による放射能汚染がソ連国内だけではなくヨーロッパ全域に広がっている状況を見て、ヨーロッパ各国で原子エネルギーに対する反対運動が高まることを恐れ、「原子力利用の発展のために世界がパニックになることを防ぐべきだ」として、ソ連はもとより各国が一致してチェルノブイリ原発事故対策にあたることを要請した。

こうして、チェルノブイリ事故から4ヶ月後の1986年8月、ソ連政府はIAEAの国際会議に事故報告を（促されて）提出し、事故の原因は「運転員による規則違反の数々の類まれな組み合わせ」によるものであり、事故による被害者は大量の放射線被曝による急性障害が200名あまりの原発職員と消防士に現れただけで、うち31人が死亡したが、周辺住民には急性の放射線障害は皆無だったと報告した。IAEAはソ連政府見解を全面的に了承し、ソ連政府は崩壊した4号炉を石棺で密閉する作業を進める一方、残った1～3号炉の復旧作業を再開した。1号炉と2号炉は1986年末までに、3号炉は1987年末までに運転を再開したが、事故当時、突貫工事で建設中だった5号炉、6号炉の建設は中止となった。

ソ連邦崩壊によって政権を追われたゴルバチョフは、東日本大震災の5年前に次のような見解に到達した。「20年前のチェルノブイリ大惨事（カタストロフィー）は、5年後のソ連崩壊の真の原因だった。チェルノブイリ災害は、まさしくそれ以前（プレ・チェルノブイリ）とそれ以後（ポスト・チェルノブイリ）の時代を分ける歴史的転換点だった。チェルノブイリのコストは軍拡競争を中止しなければならなかったほど巨大なものであり、たとえそれが軍事目的でなかったとしても、原子力がもたらす恐るべき惨禍以外の何物でもないことに私は気付いた。チェルノブイリ大惨事（カタストロフィー）の20周年は、私たちに1986年に世界に与えたあの恐るべき教訓を忘れてはならないこと、すべての核施設を安全にすることにあらゆる努力を傾けるべきであること、そして代替エネルギーの開発に向かって真剣な作業を始めることを教えている」（2006年4月17日：デイリータイムス、要約）。

### 3. 大飯原発運転差止め訴訟、福井地裁判決の衝撃

2014年5月21日、福井地裁において歴史的な「大飯原発3、4号機運転差止め請求事件判決」が出され、被災者・被災地の再生（復旧復興）を疎かにして原発再稼働にひた走る政府・電力企業に対して一大衝撃を与えた。この判決要旨は、小論の主旨とりわけフクシマ原発災害をコアとする東日本災害カタストロフィーの認識にも通じるものがあり、今後の被災地域の再生のあり方を考えるうえで貴重な論点を提起している。以下は判決文の抜粋である（見出しは筆者）。

#### （1）人格権が最高価値

個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことができない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多人数の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差止めの要請が強く働くのは理の当然である。

#### （2）経済活動の自由は人格権よりも劣位

原発稼働は、法的には電気生産の手段である経済活動の自由（憲法22条1項）であって、憲法上は人格権の中核部分より劣位に置かれるべきものである。大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広範に奪われるという事態を招く可能性があるのは原発事故のほかは

想定し難い。かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は、その存在自体が憲法上容認できないというのは極論にすぎるとしても、少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。

### (3) 原発差止めに関する判断基準

原発技術の危険性の本質及びそれらのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。

### (4) 関電の主張に対する反論

被告は本件原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。

福井地裁判決は、関電の控訴により今後高裁判決に持ち込まれる予定であるが、いま現在、全国各地で起こっている原発差止め訴訟および福島原発損害賠償訴訟に与える影響は極めて大きいものがある。個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益、すなわち生命を守り生活を維持するという人格権が至高の価値を有し、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であるとするこの判決は、日本国民の基本認識として国土全体に広まっていくに違いない。

## 4. 原発災害は異次元の絶対災害

小論では、東日本災害カタストロフィーの中核に位置するフクシマ原発災害は、従来の自然災害、人災、戦災のいずれの категорияにも収まらない（超えた）異次元の災害、すなわち「絶対災害」だと考えている。理由は、第1に原発災害は自然災害、人災、戦災のいずれにも連動して発生し得る「極度にリスクの高い災害＝スーパーリスク」であること。第2に、原発災害がいったん発生すれば取り返しのつかない不可逆の被害が地球規模で広がり、かつ災害原因の放射能が一定レベル以下になるまで超長期の時間を要することにより、未来世代の権利である「サステイナブルな開発」が剥奪されること。第3に、原発災害の原因究明が「国際原子カムラ」の組織的妨害によって比類のないほど困難であることである。

これをもう少し敷衍すると、絶対災害には小惑星の衝突など「自然由来」の災害と原発事故や核戦争など「人災由来」の災害の2種類があり、両者はいずれも人類と地球そのものの存在を危機に陥れる災害という点では共通しているが、とりわけ原発災害は「体制化された災害」としての性格が際立っている点の特徴である。資本主義は産業革命と化石エネルギー（石炭・石油など）を基盤として成長に次ぐ成長を遂げてきたが、いまや温室効果ガスによる地球温暖化と生態系の破壊という歴史的危機に直面し、化石エネルギーからの転換を迫られている。原発はその代替エネルギーのホープとして推進されてきたが、今度は原発事故と放射性廃棄物という絶対災害の「カベ」にぶつかり、自然再生エネルギーに転換しない限り資本主義の前途を見出せない段階に到達した。

目下のところ主要資本主義国ではドイツを除きエネルギー政策の転換ができず、アメリカ・フランス・日本など先進資本主義国は言うに及ばず、ロシア・中国・インドなど新興資本主義国でも原発がエネルギー源として大々的に開発・推進されようとしている。そして、日本はいまや原発輸出国として「国際原子カムラ」の中核に位置しており、フクシマ原発災害の洗礼を受けたにもかかわらず原発推進を「成長戦略の鍵」と位置付ける強硬路線を維持している。このように、日本資本主義はもとより世界資本主義が原発なしには体制を維持できないと言う意味で原発は「体制化された災害」であり、「災害資本主義」そのものの体現であると言える。



## 5. 東日本大震災を契機とすると国土・地域再編戦略

東日本大震災を契機とする「ショック・ドクトリン型復興政策」は、地方自治制度の抜本的再編を意図する「道州制型国土・地域リストラ計画」とリンクしている点の特徴である。世界で最も体系的だといわれる日本の国土計画は、もともとナチスの国土計画をモデルにした軍事的性格の強いものであったが、戦後は高度成長期の「新全総」に象徴されるように国土インフラ整備を軸とした地域開発計画として展開されるようになり、最近ではグローバル経済化（新自由主義）のもとで「国土・地域リストラ計画」としての性格をあらわにしてきている。

東日本大震災においては東北地方が道州制導入第1号の有力候補だったこともあって、政府の復興構想会議では県の枠を超えた「選択と集中」にもとづく「東北州復興構想」が提起された。しかし仙台市を州都とする「東北州」構想は、各県（宮城県を除く）の抵抗に遭って難航し、目下のところ復興計画は各県ごとに実施に移されている。ただし東日本大震災の復興コンセプトが「選択と集中」である以上、復興事業を通してこの動きが今後加速されていくことは間違いない。

同時に、各県においても復興計画を通しての国土・地域リストラが人口減少の波を背景にして推進されようとしている点が注目される。元岩手県知事・元総務相の増田寛也氏（野村総研顧問）が最近発表した『提言・ストップ「人口急減社会」』（中央公論 2014年6月号）によれば、少子化にストップをかける「地方元気戦略」として、2つの基本目標すなわち「国民の希望出生率を実現する」「地方から大都市へ若者が流出する人の流れを変え、東京一極集中に歯止めをかける」が掲げられ、具体的なビジョンとして「地方中核拠点都市圏の形成」（政令指定都市及び中核市を拠点とする近隣市町村のネットワーク）が打ち出されている。言わんとするところは、「当面の地方の人口減少は避けられない。この厳しい条件下で、限られた地域資源の再配置や地域間の機能分担と連携を進めていくことが重要となる。そのためには『選択と集中』の考え方を徹底し、人口急減に即して最も有効な対象に投資と施策を集中することが必要になる」というものである。ちなみに、東北地方における政令指定都市は仙台市1市、中核市は青森市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市の5市であるが、この論法でいくと、福島県を除いては県庁所在都市に政策と投資が集中するということになり、その他の地方都市や市町村は切り捨てられることになる。

## 6. 「人格権としてのふるさと」の再生

災害カタストロフィーの復興コンセプトは、「選択と集中」という経営的空間概念（線引き）ではなく、憲法理念にもとづく「人格権としてのふるさと」の再生でなければならない。思えば、カトリナの場合もチェルノブイリの場合も、災害の本質は被災住民の「人格権としてのふるさと」の剥奪であった。東日本大震災もまたその例外にもれず、人格権を剥奪されふるさとを追われる被災者が後を絶たない。海との共存を機械的に否定された津波災害地域の高台移転然り、長年住み慣れたふるさとが放射能で汚染され、有無を言わず強制避難させられた原発周辺地域然りである。このような事態を避けるためには「人格権としてのふるさと」の視点を確立し、地域再生に臨まなければならない。

まず最も基本的な課題として、政府の復興戦略である「選択と集中」に対峙する地域再生コンセプトをオルタナティブとして提起する必要がある。もともと「選択と集中」という概念は、ジャック・ウェルチ（ゼネラル・エレクトリックCEO）が唱えた不採算部門をスクラップして採算部門に集中投資をするという経営戦略（新自由主義的なリストラ戦略）であり、復興戦略とは何の関係もない。大飯原発差止め判決にもあるように、被災地の地域再生コンセプトは最高の憲法価値である「人格権としてのふるさとの再生＝地域住民の住む権利の保障」に置かれるべきであって、人格権より劣位の資本主義的経済活動の自由に委ねるわけにはいかない。

また生命を守り生活を維持するという人格権は地域住民の基本的かつ普遍的な権利である以上、そこに「選択される地域」と「選択されない地域」を区分することなどあり得ない。人格権が全ての住民にとって平等であるように、「人格権としてのふるさと」の再生もまた平等でなければならないのは理の当然である。被災者・被災地の地域再生にとって重要なのは、「選択と集中」にもとづく空間計画（線引き）ではなく、憲法理念にもとづく「人格権としてのふるさと」の再生であって、その具体的な空間イメージは地域や場所に応じてそれぞれ考えていけばよいのである。

## 1-4 第1回地域社会学会研究例会印象記

「人格権としてのふるさと」をめぐる3.11の断絶と連続 小林秀行（東京大学大学院）

### 1. ポスト3.11をめぐる

本年度の地域社会学会研究例会の第1回目が、首都大学東京秋葉原キャンパスにおいて、6月28日に開催された。本例会は、2012・13年度の2年間にわたって行われたポスト3.11の地域社会学をめぐる研究のとりまとめとして、まずは黒田由彦氏による過去2年間の振り返りから議論が始まった。

黒田氏によれば、そもそもポスト3.11の議論は、被災地の社会と被災地外の社会とを切り離さずに考える、自然外力の津波・地震と人災の原発とを切り離さず考える、という2つの前提の上で、理論的枠組みを求めるために始まったものであったという。そのなかで、2012年度には復興に向けて立ち上がり始めた被災地論や当事者・支援者論からの報告がなされた。報告からは、今次震災が近代以降最大の災害であるにもかかわらず、復興に向けた制度改革がないために、我が国が抱えてきた国土・地域開発の矛盾が露呈しながらも、再生産されているという課題が指摘された。

続く2013年度は上記の議論を受けて、福島第1原子力発電所事故をめぐる広域避難を中心に、復興政策と地域社会の関係性、すなわち自治と統治、ローカル＝ナショナル＝グローバルという構造が、復興に対してどのような影響を与えているのかという点について、広く議論された。

2年間にわたる議論の総括として、黒田氏は、そもそも災害頻発国である我が国にとって、災害とは特殊な事態ではないと述べ、だからこそ、その克服のために法制度の整備と開発主義による対策が国家政策として進展し、土建国家としての日本を生み出したと指摘した。そして、このような開発主義の再生産から脱却するため、ローカル＝ナショナル＝グローバルの再検討が必要であると議論をとりまとめた。

### 2. 第1報告「災害復興のビジョンと現実」

黒田氏の報告を引き継いだ第1報告者の室井研二氏は、まず、我が国の防災に関する法制度について、抑止対策と復興対策における総合性の欠如、「場所性」を脱色された自然現象への画一的対応といった課題を総覧した。その上で、防災の現場では3.11がどのように捉えられ、実践に反映されているのかという点について、南海トラフ巨大地震の被災想定区域である高知県高知市を事例として報告した。

高知市は、大高坂山に築かれた高知城の城下町として発展した都市であり、防御のために水路が張り巡らされ、埋め立てによる新田開発も積極的になされるなど、もとより災害には脆弱な都市であった。実際に、1946年の昭和南海地震や1970年の台風10号では、たびたび海水の浸入を受けている。反面で、地方都市ながら一帯の中心的な都市として周辺から人口が流入しており、高知県内で唯一、人口が増加傾向にある都市でもある。市は、増加する人口に対して住宅を供給するため、海水の浸入により放棄された水田地帯を住宅化するという政策を進め、結果として、災害の危険性が高い場所に、低所得層や新住民が集住する状態となっている。

報告によれば、3.11以降の高知市では、都市計画のビジョン自体が揺らいでいるという。すなわち、中心部に機能を集約したコンパクトシティを計画してきたところが、南海地震の被害想定では、その中心部が危険であるとされた為に、都市計画の正当性そのものが失われつつある。一方、住民の側でも3.11以降、高知市内の被災想定区域では土地の取引が出来ないという実質的な地価下落の状態に陥っており、現有地を売却しての移転も困難になっているという。室井氏は、高知市の事例を、周期的に災害を起こす自然というものを考慮しない、不可逆的开发によるものとし、自然の時間スケールと社会の時間スケールのバランスがとられた開発が必要であると指摘した。

### 3. 第2報告「『災害カタストロフィー』としての東日本大震災」

地域事例を取り上げた室井氏に対し、第2報告者の広原盛明氏は、近年の災害史から「災害カタストロフィー」という概念を提示した。氏によれば、災害カタストロフィーは1986年のチェルノブイリ事故や2005年のハリケーン・カトリーナ、そして2011年の東日本大震災のように、「通常の災害の域をはるかに超えて、国土と社会全体にシビアな衝撃を与え、人命を極度の危険と恐

怖に曝し、住民生活と地域社会に破局的災厄を及ぼすため、それまで内在していた政治的・社会的矛盾を一挙に噴出させて、社会全体をカタストロフィー(破局状態)に陥れるような歴史的災害・大惨事のことであると説明し、通常の災害とは区別して考えなければならないと指摘した。

そして、広原氏はこれまでの「災害カタストロフィー」からの復興を、開発主義の性格が強い「災害資本主義」がコントロールしてきたと指摘した。チェルノブイリ事故においては、「ソ連型官僚主義」と「国際原子力村」との間で、原子エネルギー政策維持のために災害資本主義的同盟関係が成立し、事態の迅速な鎮静化を推進したという。

ハリケーン・カトリーナにおいては、被災したニューオーリンズ市の復興計画において、災害資本主義と人種差別的政策が密接に結びつき、住宅供給の意図的な制限による、災害に乗じた黒人貧困層の追い出しという動きとなって現れたと、氏は指摘する。

さらに、広原氏は東日本大震災においても、支配政党、官僚組織、企業の3者による強固な利益共同体によって「災害資本主義＝日本型資本システム」が形成され、「選択と集中」の原則の下に、被災住民の「人格権としてのふるさと」が剥奪されていると批判し、復興は、現在進められているような、地域の空間計画(線引き)ではなく、「人格権としてのふるさと」を如何に回復するかという長期的な戦略として描かれなければならないと結論した。

#### 4. 「人格権としてのふるさと」をめぐる3.11の断絶と連続

報告の後、両報告を踏まえて会場では活発な質疑が交わされた。なかでも、筆者が特に興味深かったものは、清水亮氏からの3.11前後では断絶と連続の双方があるのではないかという指摘に端を発した議論であった。すなわち、復興において住民の存在を置き去りにするという断絶の一方で、住民の生命と財産を守ろうとする、人格権を守るための開発は連続して受け継がれているのではないかという指摘である。

冒頭の黒田氏による、災害対策としての開発が土建国家としての我が国を作り出したという指摘がある一方で、「場所性」の脱色という批判はあるにせよ、これらの開発の結果として、日常生活から災害の脅威を隔離してきた事もまた事実であろう。そして、幸運にも我が国が戦後、災害カタストロフィーの如き破局的な災害を受けなかったがために、このような開発は、室井氏の言う社会の時間スケールのみで対応が可能であったといえよう。

しかし、東日本大震災を受けて、それまで社会の時間スケールで構築してきた社会を、突然に災害カタストロフィーという自然の時間スケールに当てはめ直す必要に迫られ、抑止対策・復興対策の双方で、室井氏が「その地に住んでいたいという素朴な気持ち」と表現し、黒田氏が「危険でもここ(土地)にこだわりたいという情念や想い」と表現した、地域住民の心情、「人格権としてのふるさと」を尊重する余裕を失ったように考えられる。

とはいえ、それはあくまで我々が社会の時間スケールで、自然の時間スケールに対抗しようとするために起こる問題であり、まずは、社会の時間スケールと自然の時間スケールのバランスを何処に見出すかの解を、各地域がそれぞれに独自に見つけ、災害カタストロフィーを正しく恐れ、正しく立ち向かうという取り組みが求められているように思う。黒田氏が、「現実的に(住民の居住を)禁止する政策に対抗するのは難しい、それでも残る人は残る」と指摘する中で、まずは自然と国家の両者の時間スケールの中に、現実的な解としての地域の時間スケールを築いていくことが重要ではないだろうか。

### 1-5 第1回地域社会学会研究例会印象記

ホームレス研究者は震災研究者の問いの「切り出し方」に近しさを感じた

林 真人(金城学院大学)

今回は、室井研二氏(名古屋大学)、広原盛明氏(京都府立大学)、黒田由彦氏(名古屋大学)による、大変に興味深い報告を伺うことができた。本来なら災害研究に詳しい会員が印象記を書いたほうが良いのかもしれない。あくまでこの領域に詳しくない者からの所感めいたものであることをお許し頂きたい。

室井氏の「災害復興のビジョンと現実 ポスト3.11の地域社会学を考える (2)被災地研究

からの飛躍に向けた試論」は、高知市内での調査を踏まえ、被災地研究に新しい貢献を目指す報告である。副題の「試論」という言葉には、研究者として被災地に入らないながら、いかに地域社会学者が3.11以後の問い直しを行えるか、という切実な関心が込められている。室井氏は、災害対策基本法が初動体制に偏っていることなどを批判し、自らの立場を次のように概略する。それは災害を、「場所性」を単位とした「事前と事後」の総合化と日常化の視点から論じ直すというものである。

この視点が調査地の特性を理解するうえで決定的に重要である、それが室井氏の報告の趣旨であった。3.11以降、巨大地震の被災想定地域である調査地は複数の問題を抱えている。特に地価の下落は、この地区を離れることのできない人びとを生み出している。こうした人びとは、「事前」の復興を目指す地域づくり協議会などによって束ねられている。しかし、震災への脆弱性が露呈するなかで、行政が示す復興のあり方が揺れ動いている。こうしたなかで、地域社会学は、「場所性」に基づいた重要な視点を提供できるはずなのである。

これに対してフロアからは、そこに脱開発の可能性はあるのか（高木竜輔会員）、消極的な意味で immobile になった人びとがいかに積極的に防災的なまちづくりへと関わるようになったのか（林真人会員）といった問いが出された。室井氏は「地価の下落」というポスト3.11的（に見える？）問題が、過去のトレンドの深化であると強調された。そして、そこに住み続ける人びとがいることは、ある意味でごく自然であり、この点にこそ注目すべきだと述べられた。

広原氏の「『災害カタストロフィー』としての東日本大震災 カトリーナ、チェルノブイリ、フクシマの比較を通して」は国際比較により日本的文脈を析出する報告だった。東日本大震災の後、ナショナル／ローカルの政治家＋官僚がリストラ的な国土計画を通じ、巨大資本の利益を最大化するリスケーリング戦略を実現しつつある。これは新自由主義化という点でカトリーナ的だが、官僚主義的という点でチェルノブイリ的である。広原氏はこの体制への闘いを情熱的に求めた。「憲法理念にもとづく『人格権のふるさと』」という視点を再興し、選択／集中の波を押し返すことが闘争の課題であるとした。実際、福井地裁判決（大飯原発3、4号機の運転差止を命じた）は憲法のいう「人格権」（ここでは「生命を守り生活を維持する」）に判決の根拠をおくものであり、地域社会学者とはいえ空間に拘泥せず、国民的な訴訟運動に参加し、非空間的な「人格権のふるさと」を目指すべきだと述べられた。

以上の報告に対して、3.11前後には連続性「も」あるのではないかと（清水亮会員）、ポスト3.11はポスト・カトリーナとは比べられないのではないかと（浅野慎一会員）、公共性と科学的知識の交差という問いとして捉えられるのではないかと（黒田由彦会員）、空間を否定した「人格権」に選択／集中は貫徹しないのか（橋本和孝会員）、脱開発の根は本当にあるのか（高木竜輔会員）、場所への愛着と自治によって統治の合理性に対峙する地域社会学の伝統は広原報告と矛盾しない（中澤秀男会員）、といった意見が出された。

以上の室井氏・広原氏の報告に先立ち、黒田氏からは「災害復興のビジョンと現実—ポスト3.11の地域社会学を考える— (1) 過去2年間の回顧」という総括的な発表が行われ、3.11以来、災害研究に傾斜してきた地域社会学会の総括と、興味深い今後への展望が示された。

私が以上の報告から感じたのは、被災地の現実や、被災地以外への震災の影響が、経験的研究を踏まえた解釈や理論化の試みを、いまや研究者に活発に要請しているという事実であった。そしてこの要請は、いわば「開発主義の危機」のもっとも新しい局面に置かれた人びとの、政治や生活への経験的な接近を、大きな枠組（例えば松原・似田貝 [1976] が活用した資本主義の不平等発展の枠組）のなかにどう位置づけられるかという、以前からある研究課題を、改めて喫緊なかたちで再浮上させているということであった。

室井氏の報告は、被害予測や災害復興のマスター・ナラティブに科学的な不確実性が含まれる現状において、不確実なこのナラティブをいかに自分たちのものとして引き受けるか（引き受けないか）という問題が、ルフェーブル的な「生きられた空間」を、すでに激しく揺さぶっていることを考えさせられた。行政や専門家の（不確実な）ナラティブに左右されながらも、それを自分たちでいかに意味づけているのか、生活者の思想をどう刻印しているのか、あるいはそのような刻印が不可能なのかといったマイクロ政治のプロセスを、経験的・具体的な水準で知りたいと思

うと同時に、それがより大きな枠組のなかになんかどう位置づけられるのかを改めて考えさせられた。

広原氏の報告のなかで印象に残ったのは、「民衆的な運動をずっと論じてきた」と述べる一方で、それにも関わらず「今日の可能性は国民的な訴訟運動への参加だ」とする自己主張の転回と、この転回を支える情熱的な語り口であった。そこに私は「ポスト 3.11 を生きる研究者は、政治的関心を、研究の背後装置として不可視化させておくべきでない」という倫理に関するメタ・メッセージを読み取った。同時に、それだと非-制度的＝大衆的な政治領域における非エリートの実践はどうなってしまうのか、また災害をめぐるリスケーリングの問題系は理論的な作業として深められるべき課題が数多く残されているのでは、といった問いもきちんと伺ってみたいと思った。

私は今回の例会に出席して、研究者が、震災以降の現実の中で、存在論的な課題に向き合って研究の革新を目指していることに素朴に心を動かされた。「取り残された人びと」への想いを、対抗的なナラティブとして「だけ」でなく、パフォーマンスに示すことに、躊躇しないように見受けられたからである。困難な現実（それに対する政治的な立場設定も含めて）を研究の「対象」「プロセス」として引き受けるといって、頭が下がる思いである。巨大な政治過程との接点で現在進行中の危機を扱っていくなかで、恐らく研究者の側も、「権力の過誤を反復するリスク」や「権力の一部として機能してしまうリスク」といった数々の可能性に直面する。これらを折り込み済みで、それでも効用の最大化を目指した仕事を行わざるを得ない。私は、吉本隆明が反原発運動や古くは自分のフォロワーに対して示した類の物言いは毛頭できない。ポスト 3.11 は私の生活者としての現実であり、私も仕事のなかで多少は震災について考えるべきだ、と思っているからだ。これほど自分が巻き込まれた出来事について、生活と職業の関心を切断させれば、そのとき凡人である私の社会科学はうまくいかなくなる「リスク」があると思う。（反例としてマルクスのような天才がいる）

他方で、しかし、私はこれと相似した危機の問題系を、ホームレス問題（望まずに immobile となり脱国民化された人びとをめぐる制度的／非-制度的な政治）をめぐる、考えてきたとも思った（手前味噌で誠に申し訳ないが Hayashi [2015] や林 [2014] ）。資本主義国家の危機管理のイノベーションは、複数の政策領域や経済領域で大きな論理をシェアしており、むしろイシュー横断的な「レジーム分析」として研究されるべきだとも感じた。またホームレス研究者である私を感じてきた切迫感、災害研究に携わる方々の問いから、決して遠くないという思いも持った。

これまで地域社会学会は、定住社会の社会組織を、比較的危機から守られている故に安定的なものとして自明視するきらいがあったかもしれない。いま、地域社会学会は、ポスト 3.11 の切迫した危機への関心を、どのような「新しい／古い」言語や理論や振る舞いを通じて（改めて）内部化していくのか、私は強い関心を持っている。

## 引用文献

Hayashi M (2015) “Rescaled “Rebel Cities”, Nationalization, and the Bourgeois Utopia,” *Antipode* (47)2

林真人 (2014) 『ホームレスと都市空間』明石書店

松原治郎・似田貝香門編 (1976) 『住民運動の論理』学陽書房

## 2. 理事会からの報告

2014 年度地域社会学会第 2 回理事会は、2014 年 6 月 28 日（土）12 時 30 分から 13 時 50 分まで首都大学東京秋葉原サテライト・キャンパスで開催されました。ここでは報告事項として 5 件、協議事項として 3 件が議論されました。報告事項の詳細は各委員会報告等をご覧ください。

出席者：浅野慎一、鯨坂学、市川虎彦、熊本博之、齊藤麻人、清水亮、築山秀夫、中澤秀雄、橋本和孝、藤井和佐、丸山真央、文貞實、横田尚俊、吉野英岐、玉野和志

## 報告事項

1. 研究委員会報告
2. 編集委員会報告

3. 国際交流委員会・ISA-RC21 担当報告
4. 社会学系コンソーシアム担当報告
5. 事務局報告

#### 協議事項

1. 入会の承認（1名）。  
入退会承認後会員数 410 名（一般会員 351 名、院生会員 52 名、終身会員 7 名）。
2. 監事の選任について  
後藤範章会員（日本大学）と熊田俊郎会員（駿河台大学）にお願いすることになった。
3. 将来計画の検討について  
前期理事会からの引き継ぎ事項について、とりあえず庶務理事を中心としたワーキング・グループで検討していくこととなった。

(玉野和志)

### 3. 研究委員会からの報告

2014 年 6 月 28 日、第 1 回研究委員会が開催されました。

#### ①理事以外の研究委員の選定

下記の会員が非理事の研究委員候補者として選定されました。

荒川康会員、有末賢会員、佐藤彰彦会員、新原道信会員、松菌祐子会員、湯上千春会員。

#### ②震災特別委員会

震災特別委員会を継続し、他学会との連絡調整、震災研究のフォロー等を行うこととなりました。

委員長に吉野英岐会員（研究委員会副委員長）、委員として佐藤彰彦会員（研究委員）を選任しました。

#### ③今期のテーマ

今期のテーマについて、浅野慎一委員長より話題提供（「ポスト・コロニアリズムの終焉と地域社会」）があり、①「ポスト 3.11」とは何か？ ②開発主義・リスケーリングにおける東アジア的文脈をどう捉えるか、③国家の強靱化と脆弱化の同時進行、④地域社会学の主な研究対象・研究課題、⑤研究と実践との関係等について、活発に議論しました。特に、「3.11」前後の連続性と断絶性、「ポスト・コロニアリズム／棄民／辺境」等の概念、「自治体消滅」（日本創成会議）、「新たな国土のグランドデザイン」（国土交通省）、「crisis（危機）」概念、「地域の畳み方」等について、多角的に意見が交わされました。

本年度の共通研究課題については、同日開催された第 1 回研究例会の成果もふまえ、継続審議することとなりました。

10 月 4 日に開催される第 2 回研究委員会で、共通研究課題の確立に向けた“たたき台”を提案させていただく所存です。会員の皆様、御意見・提案がありましたら、浅野委員長まで御一報ください。

(浅野慎一)

### 4. 編集委員会からの報告

前号で理事編集委員の陣容についてお知らせしておりましたが、委嘱編集委員についても以下のように決定いたしました。お引き受け下さった先生方にはご多忙のところ恐縮ですが、何卒お力添えのほどお願いいたします。

二階堂裕子（ノートルダム清心女子大学）丹邊宣彦（名古屋大学）伊藤亜都子（神戸学院大学）松宮朝（愛知県立大学）新藤慶（群馬大学）田中志敬（福井大学）下村恭広（玉川大学）

委嘱委員も含めて 12 名となった編集委員のうち 7 名の委員の出席のもと、第 1 回編集委員会が 6 月 28 日に開催され、規程類の確認や書評対象候補図書を選定などが行われました。

### <年報第 27 集の原稿募集について>

年報第 27 集（2015 年 5 月発行予定）の募集要項は前号（185 号）でお知らせした通りです。自由投稿論文の締切は 9 月末日、その他のカテゴリーの原稿の締切は 10 月末日です。奮ってご投稿下さい。投稿規定・執筆要領は年報本誌のほか学会 HP にも掲載してあります。

### <自由投稿論文審査規程について>

編集委員会では、自由投稿論文の審査基準を明示するため「自由投稿論文審査規程」を定めています。会報 No. 179（2013 年 6 月 10 日発行）に掲載したものと同一ですが、再度全文を掲載いたしますので、投稿者および査読を依頼された先生方のご留意下さい。

#### 自由投稿論文審査規程

地域社会学会年報は「地域社会の研究および研究者相互の協力を奨め、その発達普及をはかることを目的」（地域社会学会会則第 2 条）とする、地域社会学会が刊行する定期刊行物です。年報編集委員会は、自由投稿論文がこの目的にかなった論文であるかどうかを、1) 2 名以上の審査委員が相互に独立して 7 つの観点から行った論文審査の報告をうけ、2) その結果を総合的に判断して A～E までの 5 段階で年報掲載の可否を決定します。

##### 1) 論文審査の観点

1. 研究目的、課題設定、結論がいずれも明確であること。
2. これまでの地域社会学的研究やその他の先行研究を十分に理解し、それらとの関連性を明確にしていること。
3. 調査データや参考文献を適切に収集・利用していること。
4. 結論にいたる過程で概念、用語を適切に利用し、論理的に記述していること。
5. 適切な文章表現を行い、字数制限を守っていること。
6. 調査実施、資料収集、成果の公表等にあたって倫理上の問題がないこと。
7. 地域社会学会年報に掲載する論文として学術的な意義や独創性をもっていること。

##### 2) 論文の判定段階

- A. 投稿論文のまま掲載できる
- B. 投稿論文を修正することで掲載できる
- C. 投稿論文の大幅な修正を行えば掲載できる可能性がある
- D. 投稿論文の全面的な修正が必要であり、今年度の年報への掲載は認められない
- E. 地域社会学会の成果として投稿論文は不適切なもので、掲載は認められない

なお、年報編集委員会は B・C と評価されたものについては、問題点が修正されたことを確認して、最終的な論文掲載の可否を決定します。

また、審査委員の評価が A, B, C のいずれかと、D, E のいずれかに分かれた論文については、新たな審査委員による審査を行い論文掲載の可否を決定します。

(中澤秀雄)

## 5. 社会学系コンソーシアム担当からの報告

社会学系コンソーシアムの「世界へメッセージ」は、6 月 20 日コンソーシアムのウェブサイトへアップロードされ、世界社会学会議横浜大会時に、冊子報告書と CD が配布されました。報告書は、大学図書館などで閲覧できるようになっています。

「世界へのメッセージ」編集委員会は、7 月 23 日に解散しました。したがって、地域社会学会「世界へのメッセージ」作成特別委員会も任務終了となりました。

(橋本和孝)

## 6. 事務局からの連絡

### <2014年度の会費納入のお願い>

2014年度の会費を同封の郵便振替用紙に会員ご本人の氏名・ご所属を明記のうえ、納入くださいますようお願い申し上げます。一般会員は、6,500円(年報代含む)、院生会員は、5,000円(年報代含む)です。振り込まれた方には、年報26集をお送りします。

また過年度会費未納の方は、未納年度の会費もお振り込みくださいますようお願いいたします。お振込いただいた方には、当該年度の年報をお送りします。

会則第6条2に「継続して3年以上会費を滞納した会員は、原則として会員資格を失うものとする」とありますので、ご注意ください。

なお、事務局移転に伴い郵便振替先番号が変わっております。4月にお送りした振替用紙はもう使えませのでご注意ください。今回もしくは前回の用紙をお使いください。納入しているにもかかわらず請求書が届きましたら、事務局までご一報ください。

### <教員ならびに研究員の公募について>

「静岡大学人文社会科学部教員募集(9月24日締切)」および「労働政策研究・研修機構研究員募集(9月26日締切)」の案内が学会事務局宛届いております。詳しくは地域社会学会ホームページ掲示板(<http://jarcs.sakura.ne.jp/main/bulletin/index.html>)をご覧ください。

### <日本学術会議主催学術フォーラム「ニューガバナンスの限界と社会的包摂」のご案内>

近年の社会政策の特徴として、中央政府から地方自治体および民間組織への責任と権限の委譲があげられます。このような官民協働による新体制を、ここではニュー・ガバナンスと総称します。その体制の意義と限界、および社会的包摂に関わる政策を推進するにあたっての課題を検討します。

日時：2014年9月27日 午後1時半～5時

開催場所：日本学術会議講堂 地図 <http://www.scj.go.jp/ja/other/info.html>

入場無料・事前申し込み不要 当日先着順 300名

問合せ先：日本学術会議事務局企画課学術フォーラム担当 TEL：03-3403-6295

#### <プログラム>

ニュー・ガバナンスの台頭と社会的包摂：大沢真理(日本学術会議会員/東京大学)

社会的包摂と人権：井上英夫(日本学術会議連携会員/金沢大学名誉教授)

外国人労働政策と社会的包摂能力：久本憲夫(日本学術会議連携会員/京都大学)

ニュー・ガバナンスの再帰的課題：須田木綿子(日本学術会議連携会員/東洋大学)

ニュー・ガバナンスを超えて：

阿部彩(日本学術会議連携会員/国立社会保障・人口問題研究所)

まとめ：武川正吾(日本学術会議連携会員/東京大学)

以上

## 6. 会員異動

(略)

## 7. 会員の研究成果情報(2014年度・第2次分)

2013年以降の研究成果に関する情報を募集します。同封の用紙(地域社会学会WEBサイトからMSワード版がダウンロードできます)の情報を、事務局宛のメール(あるいはファックス)でお送りください。ご協力よろしく申し上げます。

万一、情報を提供したのに掲載されていないなどの手違いがございましたら、事務局まで御一報くださいますようお願いいたします。

[本号掲載分は2013年以降に刊行、2014年8月18日までに情報提供があり、過去の会報の研



究成果情報に掲載されていないものに限る。口頭発表は除く。]

### 2013 年論文

Hayashi, Mahito "Times and Spaces of Homeless Regulation in Japan, 1970s-2000s: Historical and Contemporary Analysis", *International Journal of Urban and Regional Research* 37(4), 2013 年 6 月

### 2013 年書籍分担執筆

林真人「建造環境で他者化される住宅危機 都市の自然をめぐる労働と管理と夢」、町村敬志（編）『都市空間に潜む排除と反抗の力』、明石書店、2013 年 3 月

### 2014 年著作

林真人『ホームレスと都市空間 収奪と異化、社会運動、資本－国家』、明石書店、2014 年 2 月

### 2014 年論文

Hayashi, Mahito "Urban Poverty and Regulation, New Spaces and Old: Japan and the US in Comparison", *Environment and Planning A* 46(5), 2014 年 5 月

## 9. 理事会・委員会のお知らせ

### 第 2 回研究委員会

日時 10 月 4 日（土）11 時～12 時 30 分

場所 明治学院大学白金キャンパス 本館 5 階北ウイング 1501 教室

### 第 2 回編集委員会

日時 10 月 4 日（土）11 時～12 時 30 分

場所 明治学院大学白金キャンパス 本館 5 階南ウイング 1553 教室

### 第 2 回地域社会学会賞選考委員会

日時 10 月 4 日（土）11 時～12 時 30 分

場所 明治学院大学白金キャンパス 本館 5 階北ウイング 1506 教室

### 第 3 回理事会

日時 10 月 4 日（土）12 時 30 分～14 時

場所 明治学院大学白金キャンパス 本館 5 階南ウイング 1557 教室

（各教室に至る本館へは、正門（品川駅からバス，白金台駅から徒歩）からは 2 階に、国道 1 号線沿いの「本館入口」（白金高輪駅から徒歩）からは 1 階に入ることになります。）

## 第2回研究例会 会場案内

明治学院大学白金キャンパス 〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37

※会場となる 2401 教室は、ヘボンフィールドという中庭をはさんで本館と向かい合っている 2 号館の 3 階にあります。

### <交通アクセス>



品川駅	[JR 山手線・京浜東北線・東海道線・横須賀線・東海道新幹線 京浜急行線] 高輪口より 都営バス「目黒駅前」行きに乗り「明治学院前」下車(乗車約6分) ※徒歩約17分
目黒駅	[JR 山手線 東急目黒線 東京メトロ南北線 都営地下鉄三田線] 東口より都営バス「大井競馬場前」行きに乗り「明治学院前」下車(乗車約6分) ※徒歩約20分
白金台駅	[東京メトロ南北線 都営地下鉄三田線] 2番出口より徒歩約7分
白金高輪駅	[東京メトロ南北線 都営地下鉄三田線] 1番出口より徒歩約7分
高輪台駅	[都営地下鉄浅草線] A2番出口より徒歩約7分

★詳細は明治学院大学 HP をご参照ください。

交通アクセス <http://www.meijigakuin.ac.jp/access/>

キャンパスマップ <http://www.meijigakuin.ac.jp/campus/shirokane/>